第5回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会 議事録

- ●日 時 平成 26 年 9 月 30 日(金曜日) 午後 6 時開会 午後 8 時閉会
- ●場 所 箕面市役所 特別会議室
- ●出席した委員

 委員長 小西 砂千夫 氏
 委員 増田 昇 氏

 委員 橋森 正樹 氏
 委員 岡田 光弘 氏

 委員 奥村 裕子 氏
 委員 稲井 信也 氏

 委員6名 出席

●審議した案件 案件1 開発事業等緑化負担税の導入について【諮問】

(事務局)

ただ今から、第5回箕面市開発事業等緑化負担税導入検討員会を始めさせていただきます。それでは、小西委員長、進行の方よろしくお願いいたします。

(委員長)

皆さま、お忙しいところ、ご出席いただきましてありがとうございます。第5回という ことになります。それでは、まず定足数等の報告からよろしくお願いします。

(事務局)

定足数の確認についてご報告いたします。本日の出席委員は、委員6名中6名出席でございます。過半数に達しておりますことから、箕面市開発事業等緑化負担税導入検討委員会設置条例第7条第2項の規定によりまして、この会議は成立いたすものでございます。以上です。

(委員長)

ありがとうございました。本日の議題にもございますように、パブリックコメントを踏まえて、それと答申案ということですので、今までに増して重要な会合であると思います。 意見を存分に仰って、良い内容にしたいと思います。ご協力お願い申し上げます。それではまず前回の意見をお願いします。

(事務局より資料 I 「前回の主な意見」 説明)

(委員長)

何か過不足あるということがありましたらお願いいたします。それでは2つ目ですね、パブリックコメントについて。資料1と2がついております。これは丁寧にやらなければいけないと思うのですけれども。これがそのパブリックコメントの実施要項及びそのときに付けた資料なんですよね。パブリックコメントを行った主体は私たちなんです。実施部局名のところに検討委員会が入っているんです。その一方で私たちは市、ないしは市長から言われた枠組みの中で議論していますので、税を導入する是非ではなくて導入を前提とした税の内容についての検討をしているというのが私たちの役割であるわけです。もちろ

ん、導入そのものに反対であるという意見はなかったということで進めてきたわけですけど、枠組みの中で私たち議論をしていると思うんです。ですが、パブリックコメントは当然いろんな観点でまた仰っていただかなくてはいけないものですので、委員会として受け止めるべきものと、「その問題確かにありますね」と「市の方でそこは引き続ききちんとやってくださいね」ということをちゃんとお伝えするというところとありますので、私たちの枠組みの中身を超えるものについては誠実に市にお伝えをするということが委員会としての意見ということになると思います。そこのところを厳密に切り分けて、私たちの範囲の中でのものについてどうお答えするか。私たちの範囲を超えるものについてそのことを意見をいただいた方にちゃんと伝わるような形でお答えするかとか、そういうところ一つひとつ丁寧に対応していかないといけないと思っています。そのことを念頭に置いていただいて、資料1と2をとりあえず原案としていただいておりますのでご説明いただければと思います。

(事務局より資料1~2 説明)

(委員長)

どうしましょうかね。どう進めますかね、今ここで、委員会の考え方でこの文言を一つ ひとつやっていくのか、さっきから困ってるんですけど。この表現でいいかなっていうの がやっぱりありますね。

(委員)

一つは、この意見を受けて、いただいたこのパブリックコメントの意見を受けて我々の 答申案で検討に変更を加えないといけない事項があるのかないのか。もしもなければ、な いということを我々がここで合意するということだと思うんですね。あるんだったら、ど の点をどういう風に変更するのかっていうことを議論すると。いずれにしても変更しない 項目については、委員会としてどう回答しますかという議論をする、そんなところだと思 うんですけどもね。

(委員長)

はい、ありがとうございます。じゃあ、大きな項目からいきますかね。導入についてというのが、①にありますね、1ページから3ページの上まで。導入についてというのは、導入を前提に議論をしていますので、答申の変更には当たらないんだろうと。確かにそういう選択肢もあるよねというような指摘もあるんです。答えは、丁寧に答えなくてはと思うのですけどもね、答申の変更にはならないですよね。

- ②税目は、名称、ニックネームとかいう話でしたので、これは「ご意見ありがとうございます」ということでよろしいでしょうね。
- ③納税義務者はそれでいいのかと、これは答申の内容に関わる部分ですので。当事者の 意見を聞けというご意見がありますのと、負担する能力がないぞというご意見と、もっと 広げた方が良いんじゃないかというご意見があるんですよね。これはいろいろご意見を。

その3ページの4-2と10-1のところからいきますけども、当事者の意見を聞かな

いで勝手に決めるなと仰っておられて、答えの方は、私もこれはこのとおりだと思うんですけれど、納税義務者となり得る開発事業者の方を推薦していただいたという経緯があることはあるんです。でも、宅建業者じゃないということに対して Q&A の方は、宅建業者というのはこの場合では直接の課税対象ではないと考えているっていう回答なんです。これはこれで良いですかね。

(委員)

いや、良いとは言いがたいですね。この委員会の考え方というのは誰がまずこれ、委員 会の考え方としてまず出されるわけですよね。この委員会ですよね。それをもう皆でこれ を話して考え方を作ったんではなくって、誰かが何人かでこれを作られたわけで。

(委員長)

これは、事務局の原案です。

(委員)

宅建取引業者が開発事業者になりうることも十分あるし、現実になってるんですね。開発事業者という免許はなく、土地を持っている建売事業者が開発事業を行うということなので、この解釈は少しおかしい。土地を売り買いとか仲介をするのに関しては課税対象にならないけれども、宅地建物取引業者が行う開発事業に対しては課税を行うんでね、その辺が少し誤解が生じるのではないかなと思いますね。

(委員長)

余計なことを書いてあるという感じですよね。

(委員)

そうですね。

(委員長)

これはまあ明らかに余計なことを書いてある。まあ、当事者の意見を聞かないのは「いかがなものでしょうか、というのはまあそう言われればそうかもしれない。今回まあ、そうしたことを配慮した委員の任命の仕方をしたというのも、我々の委員会の問題ではないような。我々も選ばれたわけだから。

(委員)

もし回答できるようにしていくんやったら、項目からきっちり変えないといけませんし、この回答は別にして、ここの書かれていることによって要するに我々の答申案の変更があるかどうかです。できない項目があるかどうかで。無ければ基本的に無いということで我々合意して、今度は回答をどうやって返すんですかっていうことを1ページずつやっていかないと、文言としてはかなり気になるところがありますので。

(委員長)

まあその点はご意見をいただいたということで止めて。そのことは少なくとも答申の内容には、直接には関係ないと思いますので。答申の内容に関わる部分としてはありますかね。

(委員)

何か答申の変更、或いは我々が議論して来てパブコメ原案を作ったこの中で、抜本的に 見直しが必要だというような項目があるかどうかですけれども。

(委員長)

まったく考え落ちしてましたね、とかですね。

(委員)

そうそう。加えないといけませんねとか。

(委員)

基本的には、私自身はこれ読ませていただいたら基本的に答申の内容を書き換えるようなご意見は無いかなと。ただし、この意見に対してどう我々が回答をしていくのかというのは十分に議論しないといけないと思います。

(委員長)

5ページの非課税事項についてですけど。このやり方だと、課税逃れではないかというのは、もし確かにそうですねということだと、答申の変更をしなければいけないということですよね。これはどうですかね、課税逃れ。これは問題ないんですよね、1-2は。これは誤解ですよね。それは元々そういう人は払わなくていいって言っているわけだから。はい、いいと思います。

課税客体については、一応減免も含めた話なので。これも大きな考え落ちではないと思います。

6ページ7ページの課税標準と税率についてのところも、これは金額ベースの話で。少なくとも一度は議論している箇所だと思いますので。ただ当然そういうご意見はあるだろうとは思いますけど。

税収の使途については、我々の委員会としてはどっちかと言うと与件でしたよね。先生の仰っている枠組みの中で明らかに私たちが考え落ちでしたと、答申の内容を決める上で 考慮しておくべきことが落ちていましたねというご指摘があるかないかというところだけ、 まずしっかり意思疎通を図って。今見た限りにおいては、見いだせないと思いますがいかがでしょうか。

(委員)

そう思います。

(委員長)

よろしいですかね。じゃ、そうした上で、委員会の考え方ですからこれは私たち背負わなければならない文言なので。これの文言まずいっていうところがいっぱいありますよね。どうしますかね、これ。これはかなりまずいなという感じです。これを1個1個やっていたら、大変ですね。

(委員)

結構大変ですけど、やっぱり根本的に、例えば私なんかが気になるのは、たまたまそっ

ち側の委員長をしていることもあるのですけれども、「大阪府森林の保全及び都市の緑化の 推進に関する調査検討会議」のことを沢山書いておられますけれども、中間報告が新聞報 道されたレベルであって、最終報告をパブコメにかけているような段階ではないんです。 いつ導入されるかどうかも分からない、あるいは本当に導入されるのかどうかも分からな い状況のものを、他市がこれだけ書くのは気になります。大阪府が書くのだったらいいん ですよ、でも違う主体がこれだけ書くというのはやっぱり非常に大きな問題だろうと。広 く、薄くとれという意見に対して、「ひょっとして大阪府はとるかもしれませんからそっち に期待してくださいね」みたいな回答を、箕面市がするというのはおかしな話です。もう 1点、この中でとても気になるのは金額の問題で。 寄附金との比較論から何となくその金 額の妥当性を説得をしようとしていますけど、我々寄附金とは全く違う枠組みの税金を考 えているので、その金額の妥当性を寄附金と比較せずにどう妥当だというかと。実態とし たら我々の議論は2通りやったと思うんですけどね。だいたい市としては年間3千万ぐら いが必要となるから、それから逆算してこの金額になったともいえるし、反対に平成19 年までやってきた寄附金をベースにある金額を設定したということもありますのでね、そ の辺の回答をどうするのかというあたりが根本的な問題として、気になります。どう回答 するか難しいなと。大阪府の話については、別に触れなくても良いようなところだと思う んですけどね。もう1点は、答申しますという話と市に申し伝えますという、これはどう いう違いがあるだというこの辺りがもう一つ共通としては気になるところです。

(委員長)

ここで議論していただいてすっきりする案をどんなやり方意見交換したらできあがるか ということについて今考えています。これ、右側のことについて今の時点で思いつく限り のことをずっと仰っていただいて、私の責任で一回まとめてみないとだめですよね、これ はね。今委員が仰ったみたいに、順不同で結構ですので気がついたところを言っていただ いて、形式も含めて。

例えば、たぶん答え方としては、ご指摘だけばっと並べておいて、でそのすべてにちゃんと答えるんですけど、答えは全部一つにしてですね、相打ちになったものもありますから、これこれのことについてこういう意見とこういう意見こういう意見がありましたと。でそれに対して委員会としてはそれを包括的に、全部に触れながら包括的に回答しないといけないんじゃないかと。だからこれだとご指摘事項が9個ありまして、9個のご指摘に対して大きく1つで答えないと何かやっぱりよくないなと。もちろん全部に答えてるんですけれども。

(委員)

これは、いろんなところでパブコメする時には、一対一対応的な回答を出している場合が多いんですよね。包括で書くと、意見を出された人がどうもごまかされたみたいに思われるように思うと。だから基本的にはやっぱりこういうパブコメかけた後は意見に対してやはり1個ずつ答えていかざるを得ない。同じ意見のやつはここありましたここありまし

たって1本に集約しても良いと思うんですけどもね。それを何となく包括的に書いてしま うと、やっぱり何かごまかし感が出てしまうっていうかなんていうか。

(委員長)

わかりました、撤回します。一対一でやりましょう。はい、それでは思いつくまま言い切っていただいて、私の方の、実際に、文字通りあとやっておいてねって言うんじゃなくて本当に書きますので、どうぞ、何からでも結構です。

(委員)

過去の寄附金がこうだったからこういう風に比較したとか、前例があるからとかと言ってますが、これは中止したわけなので、先ほど委員がおっしゃったとおりだと思います。

それからもっと基本的なところなんですが、これ市民サイドからいうと、例えば開発の目的、ここに書いてある自然環境云々とかというのはあくまでもこれは総論で殆ど賛成すると思うんですね。このパブコメっていうのは基本的に各論でたぶんいろんな出す方の人だとか市民の使い方とか各論で言ってきているのに対してですね、例えば今の3ページのところに出てくるのですが、ここに書いてあるように、この導入は建設行為が付加価値を増加させることに着目して税を負担してもらうものですとか、総論の表現で、本当に納得いただけるかなってのが、非常にひっかかります。市民の使い方のところにもどんどん出てくるわけですけども。やっぱり各論で、もう少しこう目的をはっきりさせないといけないかなと。ずっと例が書いてありますね、使い方の。これはあくまでの手段であるので、手段じゃなくてもう少し目的を。例えば、この間の講演会でお話があったように「公園のようなまちづくりをします」とか、非常に共感の持てるような具体的な目的、何かそういうようなものを、後日検討をする形を含めて、この会ではないでしょうけれど何か各論で答えていく必要があるんじゃないかなとそんな印象を持ってこれをぱっと見させていただきました。

(委員長)

はい、それは私も思います。

(委員)

それに関連して、本日の答申にも関わるんですけれども、我々の方針というのはいったいどれだと。特にパブコメの時にはね、答申はこの負担税って書いてあるこれが答申、パブコメにかけているのか、あるいはこれの参考資料としてこのパワーポイントの資料を全部市民に掲げてるわけですよね。ここに書いてある参考資料は、これはいったいどういう取り扱いなんだろう。

例えば、なぜそんなことを言うかというと、基金にしたらどうですかといった意見を言われていますよね。この資料の中では、基本的には税収の市とのルールということで、徴収した市税の全額を新たに創設する基金に積み立てると。でその次は、自然環境、都市環境の保全等に要する費用に充てると。透明性の確保もこういう風にしたらどうですかって書いてあるわけですね。これが答申の内容なのか、あるいはあくまでも参考資料なのかと

いうことなんですけどね。もしこれが答申そのものであったら、参考資料に示したように 委員会としては基金を創設するということを我々は考えてますと答えたら良いわけですけ ど、市としてそう言い切って良いかどうかなんですけどね。だから、A4 サイズの 1 枚もの の表が本当の答申案で、これに欠けているのは全部足すのか、あるいは 1 枚ものの表とパワーポイント資料がセットで答申案なのか。

(事務局)

パブコメだけで言いますと、パブコメの実施要項に明記してあります。パブリックコメントの対象となる資料は、あくまでもこの「開発事業等緑化負担税(案)」、いわゆる A4 サイズの1枚ものですね、この税の案、これだけがパブリックコメントの対象となる資料ということで、パブコメ時点でははっきりさせております。それに付随しているパワーポイントの資料、これはあくまで参考資料という形でパブコメではなっております。

ただ、パブコメの時はそうなんですが、今度はもう先に答申の方に話が少し入っていますけれども、今回答申(案)ということで資料3ということでお示ししています。で、もう先に言ってしまいますけれども、資料3は答申(案)になってまして、「はじめに」というところから始まっています。資料3の答申(案)というのは、この「はじめに」の後に「諮問原案からの変更点等について」ということで、検討項目1個1個について諮問原案ではこうなっていましたがこういう理由で変えましたとか、変えませんでしたとかということをそれぞれの項目ごとに1つずつ書いていっています。そして、これは答申(案)でいうと3ページになるんですが、結論としては開発事業等緑化負担税の案ということでやはりパブコメにかけた A4 サイズ1枚ものと同じところに戻るのですが、答申(案)の6ページ、この開発緑化負担税(案)の一番表の下のところ、※印を付けておりまして、「上記の各項目の解説については別添資料を作成しておりますのでこの答申と併せて参照してください」ということで、答申のこの表プラスまあパブコメに付けた説明資料ですね、これはもう少し精査しないとだめですがそれを別添資料の一部ということで、答申の一部ということで答申(案)としてはどうかということを後ほどご提案しようと考えておったところです。以上です。

(委員)

それが、ものすごくわかりにくくて、1ページ目の税の案をパブコメにかけたんですよというのだったら、税の案にかかる意見はどれだったのか、参考資料に関わる意見はどれだったのかと切り分けて議論しないと、一体的に出ているわけですよ。市民の方々も、税の案に対しての意見を言っているのと同時にここの参考資料に対しても意見を言っているわけですよ。

(委員長)

それ以外のことも仰っている。

(委員)

それをきっちり分けるんだったらね、まず A4 サイズ 1 枚の税の案に対して出てきた意見

は何で、この参考資料として付けた、この資料に対して出てきた意見は何で、ここに掲げられていないことに対して出てきた意見は何かということを整理しないと、それが今ごっちゃになっているわけですよ。だから我々は市民さんには、皆さん方にもらうための税の案に対して意見くださいよと言ったつもりかもしれませんけどもね、市民の方々は極端なことを言ったら一体的に見ているわけですよ。これ一体に対して意見を言っているのでね。だから、市の方はパブリックコメントの対象はこの税の案1ページだけだと思っているかもしれませんけども、読んだ方は必ずそうなっていなくて。それをきっちり分けてね、諮問原案に対して我々は変更を加えたやつというのはどうなりましたかという回答と、もう1つは我々が参考として整理したこの資料、これに対して貰った意見はそれを反映させてこのパワーポイントの資料を変更して答申に添付するんだったら、意見を受けてどのページをどういう風に変更したんですということを回答しないと。たぶん、そういうスタンスになってないんやろうと思うんですよ、今日の会議でいただいているやつはね。

(委員長)

もう1つは、この1枚ものの税の案についての意見と、参考資料についての意見と、それらとはまた別の意見と。その3つに、とりあえずわけましょうと。特に、それ以外の意見については、委員会としては答えられない。

(委員)

答えられないものもあるし、答えないといけないものもある。例えば、先ほどの議論の中で関連する業者への説明がちゃんとなされてないのに、答申を作っていいんですかみたいな、そういう意見に対してはその他としてますね。それに対して我々としては、パブコメもやったし企業グループにも説明会を開催しているといった、そういう回答の仕方をしないといけないわけです。

(委員長)

それが答えですね。だからこそ、パブリックコメントをしたということなんですというのが答えなんです。

(委員)

だから委員が入っているというのは答えではなくてね、我々としては基本的にはどういう手続きを踏んでやっているのかということを答えないと。

(委員長)

そうですね。そうしたうえで、ご意見のありましたということは市として受けとめてくださいねということですね。今、大きな枠組みを整理していただいたので、私も何となく私がこの後やるべき作業というのが何か見えてきた気があるんです。まず、事務局の方に質問を整理していただいて、それに対して回答すべきスタンスというのを少し冷静に考えたうえで、回答はやっぱり書いてみます。これを基に。

(委員)

もう1個だけしつこく言うようですけれど、例えば今日のこの資料1ありますよね。こ

れは、原文にかなり近いものですか。

(事務局)

そのままです。

(委員)

そのものですよね。そうして書いてある指摘ってありますよね、指摘1のところの例えば開発事業等緑化負担税導入の理由と。それは、導入の理由は2ページの左9行目にかかれてありますと。これはこっちの参考資料の文章ですね。これに対しては何も1ページ目には導入の理由を何も答申していないわけですよ。これが答申だといえば。1ページ目はそんな導入の理由を書かれていなくて添付資料の中にこういうことが書かれていてね、その添付資料に対して我々どう回答するんですかという話だから、その辺をきっちりしておかないと、どこを指摘されているんやと。全部そうなんですよ。納税義務者についてというその次も基本的に3ページ囲み部分の1,2行目とか。非課税についてというところも、この添付資料の場所を指摘してご指摘いただいているんですよ。

(委員長)

ということは、全部参考資料についてのご意見なんですね。

(委員)

極論を言えばね。

(委員長)

ページ数をあげているところは基本そうなんです。

(委員)

そうなんですよね。

(事務局)

今の指摘1と指摘3のような参考資料による用語の統一等については、今回の資料2には入れておりません。それは切り分けて資料2の、結果の公表のところに少し書いてあるんですけれども、「またいただいた意見のうち参考資料における用語の統一については委員会の答申までに資料に適宜反映させていきます」ということで、今回のパブコメの回答(案)からは外しております。

(委員)

要するに、パワーポイントの資料の言葉の問題などが、こう書いた方が良いんじゃないですかっていうような類いのものはここには入ってない、資料2には入ってない趣旨ですか。

(事務局)

パブコメの、これがパブコメ対象ですと作った表の部分に少しでもかするところがある のかなと判断したものをパブコメの回答にのせています。

(委員長)

逆に言うと、それだと拾いすぎている可能性もありますね。

(事務局)

結構広めに、少しでもかするかなという部分はとったので。本当に厳密にここにひっかかるかひっかからないかっていう風に判断すると、もう少し対象は狭まってくるかなと思うんですけども。一応、のせるのせないと判断をするんであればできるだけのせた方が親切かなというように。

(委員長)

ですから、厳密にひっかかるものだけはまず抜いて、それについては厳密に答えを書いて。資料に関わる部分については、ある意味で網羅的にもっと広くて、資料に対するものですので誠実には答えないといけませんけど、例えばその文言についてはそんなに大きな問題ではないですね。大きな問題ではないという意味も含めて、ちゃんと答えなくてはいけないとかですね。そういうことをしたらどうかというご意見なので。そうですね、一つひとつどう答えていいのか難しいですね。

(委員)

少しでもかするという部分の多くはこの①の「導入について」の部分にあるということですかね。

(事務局)

パワーポイントの資料に関することなので省いたと申し上げた部分は、この意見1の方の意見だけなんです。この資料2にのっていないものが指摘①、指摘③、指摘⑥、指摘⑦ それから指摘⑧、以上です。指摘②については資料2の2ページの方に一番下に1-2というのがあります。指摘④については5ページに1-2というのがあります。指摘⑤は同じく5ページにのせています。それから指摘⑨ですね、指摘⑨については9ページに使途のところにのせるようにしています。ということで、この先ほどの仕分けとなっています。

(事務局)

もう1つ補足すると、今、指摘①とか指摘③は文章的に「次のように訂正すべきと思考する」という文言がはいっておりますので、という訂正すべきというような文言が入っているやつは、資料2のパブコメの回答からは外して、事務的に直すものは直していこうという意図であります。訂正すべきと書いていないようなものについては、幅広くどこかにあたるものとしてなるべく資料2の中に拾ったというのが今回の作り方になっています、

(委員長)

まず、原文を変えない方がいいことないですか。この文言を。ここは要約しておられますけれど。要約しない方が良いんじゃないかという気がするんですけどね。

(委員)

一般的にはパブコメはこんな形が多いです。要約をして、一定の同じような意見を言っていることに対してはまとめます。

(委員長)

形はこれで良いわけですか。

(委員)

形はこれで良いと思いますよ。

(委員長)

形はこれで良いけど、先ほど委員が仰ったように3つに分けましょうということですね。 その方がまあだいぶ自分たちが背負わないといけない部分とそうでない部分とがはっきり してくると思いますね。どうですか、事務局の方。まず大きなくくりとしてですね、形は これでいいっていうのも、1枚ものの税の案についての意見だけを厳密に抜いていただき ましょうと。で、参考資料に関する意見については、これは文言のことも含めてもう1回 厳密に抜いていただきましょうと。で、どれにも、そのどっちにも関わらないものという 3つに分けていただいて、そこまでやっていただいたうえで今からいろいろご意見をいた だいて、原案を1回書いてみます。だいぶ時間はかかりますけどもね。

(事務局)

それは今あるものを分別するだけです。

(委員長)

時間がかかると言ったのは、それをやったうえで、委員の方に見ていただいてってこと になるので、スケジュール的には

(事務局)

スケジュールが、次回が1ヶ月後ぐらいだとして、まあ

(委員長)

そこに間に合わすべくやるということですけど。

(事務局)

それは間に合わせます。

(委員長)

けれども、スケジュールよりも内容の方が大事ということはあるかもしれません。まあここで、荒っぽいことはやめましょう。先ほどの委員のご回答のように、こういう風に回答すれば良いんじゃないかというのをできるだけいただけませんか。そうでなければできません、委員会の考え方ですから、皆さんが仰っていただかないと。

(委員)

例えば、具体的に、頂いた意見の要約がこれで正しいという前提でいけば、例えば①の2番で箕面市の姿勢として必要と考えますという意見に対しては、委員会の考え方は一切書く必要ないと思いますけどもね。そのとおりですって書くこともおかしいですし、まったく一致しているわけですから、何も回答する必要は無いと思いますけどね。 基本的には、この枠組みに大賛成、賛成ですよって書かれているので、それに対しては委員会としては考え方が一致しているわけですから敢えて一致してますなんて書く必要なくて、回答する必要はない。2番目は「法的に問題がなければ賛同します」と書いてあるから、我々としては法的にチェックをかけて問題ないという形で検討を進めてきたという回答をした

ら良いわけで、

(委員長)

実績をですね。

(委員)

そう。市に答申いたしますみたいなことじゃなしに、この答申は問題ないと。法に照ら して検討してきて問題ありませんと言ってしまったら良いわけで。

(委員長)

まあ、法的に問題が無いかを含めて検討してまいりましたというぐらいで

(委員)

そうです。あるいは、した結果問題ありませんと言うと。

(委員長)

大きく問題がないと判断しておりますかな。

(委員)

そう。そういうことが答えだと思うんですね。

(委員長)

それは検討したけど問題ないと判断していますというのが答えですね。

(委員)

その次が一文でいいのかどうかということも含めて「緑の保全に必要な費用を新たな市税として負担していただくこと、あるいは、これ以上絶対に山を切りくずしたりしないで新しい箱物を作ることに税金を使わず、少しずつでも山を落葉高木に植え替えることに、力を入れていくことが先決だと思います。」という話だと、上の部分は新たな市税として負担していただくということに対して我々回答しなくて良くて、後半部分の山の具体的なことに対しては、「市に今後の施策展開の中で参考意見として申し添える」みたいなことになるんだろうと思うんですね。そうやってずっと見ていくと、例えば9-6なんかも、「従来他の都市がやっているような「みどり税」の協力を求めることを、大阪府に働きかけられ、箕面市として検討していくことを提案しています」ということについては、「我々としてはこういう枠組みでは議論してきていない」ということですよね。我々は、大阪府は今超過課税的な形でやろうとしていますけどね、それは我々の委員会で責任持っている話ではないんで。我々の委員会としては「大阪府に働きかけるといった意見は聞いといても良いけど、我々としてはこういう法定外目的税という枠組みの中で議論してきているし提案している」、という答えで良いのと違うかなと思うんですよね。

(委員長)

例えばその、私たちの検討している法定外目的税という枠組みを超えるご意見として承 り、そのような意見がありましたことについて市に伝えますというぐらいですね。

(委員)

だから、後のことはさっき最初も言ったように、ここで言われているのは今までの寄附

金の仕組みじゃないということで、課税自主権を活用したことだと言っているわけですよね、2ページ目で。ところが、その次の回答、この辺きっちりとやっておかないといけないと思うんですけども、「寄附金の仕組みを税に置き換えて徴収しようとするものです」と書いてあるわけですね、3ページ目のあたまに。こう書いたら、こっち側では復活させたものでないと言っているのに、置き換えてやってますということを言ったらまさに置き換えたんですね、いうことになり、いたちごっこですねということになってしまうんで、この辺の矛盾を持っていないかという話ですよね。特にその辺がやはり非常に難しいな、どう我々委員会として議論しとかないけないかというと、大きな意味で言うと、寄附金の金額の設定の妥当性について、意見をいただいた市民の方にどう「妥当ですよ」と説明するかと。

(委員長)

税の目的は、法定外目的税なんですね。法定外目的税としてこれだけのお金使っているからこれぐらいの税収が欲しいというのがあるので、そこから逆算して税率を決めているということなので。目的税であって、欲しい税収というのがあって、逆算して税収を決めているものであって。その意味でこの金額は妥当と考えていますというのがまず一つと。その次にそれがご負担かが可能かについては、まあその寄附金時代のことを参照して少なくとも寄附金時代の時にはこれぐらい払っていただいていたということからすると、負担能力という意味では一応そこは確認したけれども、今後本当にそれが過大な負担になっていないかどうかについては引き続き市として重大な関心事を持って欲しいと思っていますとかですね、そういう感じでどうかなと思うんです。

(委員)

そこのところは非常に書き方が難しいなと。いろんなところで例えば不公平感、寄附金時代の不公平感を解消しますみたいなことを言っているでしょ。住宅開発とその他の開発。これもそれをやると殆ど寄附金制度の改定というようなことでこれを本当にやってきたみたいに、ものすごくそれを言っているみたいな回答ですから、我々委員会としてどういう回答をするのかと。あんまり寄附金時代の議論をしない方が良いと思うんですよ。緑化税ということになったら、敷地面積に関わるような、敷地に対しての緑化率が重要だから、施設であろうが住宅であろうが一律でしましたといった答えをしないと、何か寄附金時代の不公平感に配慮して、とを書くと、反対に間違った誤解を与えてしまわないかなという感じがするんですけどもね。

(委員長)

負担が可能かと。事業者に対して過重な負担にならないかということに対して、少なくとも寄附金時代よりも公平かつ税率が低くなったというところをもってその重大な問題はないと考えているとろではありますけれども、今後とも本当にそうかどうかについては持続的に判断が要ると考えているところです、ぐらいですかね。

(委員)

寄附金時代の、その寄附金の金額というよりも、その前提となる過去の開発行為の実績

を踏まえて1㎡あたり 250 円というのを計算して 3,000 万円に達するような、3,000 万円が 最初に目標としてあって、過去の建設等の実績を踏まえて今後もそれぐらいあるだろうと いうことで 250 円という金額を決めましたと言った方がより客観性があると思います。寄 附金がいくらだというよりも、その前提となる開発行為が実績としてどれぐらいあったか といったような話をされた方が、寄附金という言葉も出さないという方向でいくとすると まあそういう言い方が一つあるかなと。

(委員長)

それはありますね。でその、そんな金額払ったら事業に重大な影響があるじゃないかっていうことについてもやっぱり何かを答えないといけないので、その時に、寄附金の金額より少なくとも下げてかつ薄く広くしているということをもって重大な支障がないとみていますというのはそれは言っても良いです。

(委員)

それは言っても良い。

(委員長)

しかしまあ、それは本当にそうかどうかっていうのはまあ確かに重要な指摘であるというように受けとめていますと。

(委員)

ちなみに、参考までに比較をするとそこまでは負担はありませんというような。

(委員長)

言い方ですかね。言うべきことは言わないといけませんけど、やっぱりその指摘に対しては非常に誠実に答えないといけませんね。

(委員)

過去の寄附金に対してどうかという比較はわかりやすいと思うんですけれども、一方で 箕面市はこれまで開発に対していろんな条例を作って規制をしてきたから、あんまり過去 の、といわない方がいいと思います。

(委員)

例としては、参考資料の 11 ページに納税者の負担って書いてあって、「納税者の負担は指定容積率 200%の土地で 100 ㎡の建設行為を行う時の税額 5 万円は想定される土地価格約 2,000 万円の 0.25%で、過去の東京都の宿泊税で著しく過重でないとされている 1%以下となっている」と。これは我々委員会としての見解です。

(委員)

それで十分じゃないですかね。

(委員)

これをもう一度再掲するということだと思うんですよね。だから、この全部がそうで、 我々としてはこの参考資料に我々が議論してきた思いがあって、参考資料に示しているよ うに我々は理解をしていると。過去の寄附金のところに比較論みたいなやつはたぶん参考 資料のところには出てきてないんだろうと思いますよ。

(委員長)

そこからメインの回答にはなり得ない。まあ回答としても、入れても良いけどもメインの回答にはなり得ない。

(委員)

だから、この参考資料に書かれている内容をどう我々は理解をしているのかということ についての答えがいっぱいあって、例えば5ページ目の課税客体のところも、減免措置み たいな話についてご意見頂いているわけですよね。で、それに対して我々はその参考資料 のところでどう書いたかというと、どこかに減免措置の話は市の方で考えたらいいよみた いなことを書いたんじゃなかったんですかね。だから、7ページの特記事項の一番最後の ところに書いたように、「納税義務者の特性や建設行為の内容等から市の政策判断として減 免することはあり得る。」と委員会としては考えていて、この考え方と同時にいただいた意 見を市に伝えますという話で良いと思うんですけどもね。だから、ここの回答は、参考資 料をあまり使わずに回答されているので気になるわけですよ。あとの使途の話なんかも全 部そうで、先ほどの基金も積み上げるなんていうのもね。2ページのところで、我々として は基金を積み立てるということを前提にこの議論をしているということはこのページに示 しているとおりだと。だからよっぽど書かれてないことを書かれたら別だけど、ここに書 かれてるやつは委員会の考え方としてはパブコメに添付した参考資料のように考えていま すというようなことを言えば良いわけでね。何かそれに変なプラスアルファの弁解だとか プラスアルファの論拠なんか入れだすとかえって混乱を発生してしまってないでしょうか と。

(委員長)

余計なことを言ってる。さんざん議論したわけですよね。

(委員)

そうそう。

(委員長)

私たちの手持ちの材料の中で答えの中で答えられるものはしっかり答えましょうという ことですね。むしろ事務局から今後作業をするうえで、これをどうしましょうとかいうの があれば言ってください。しっかりやりましょう。

(事務局)

はい。ご提案いただいたように、パブコメの意見を3つに分ける必要があるので、それは仕分けさせてもらいます。あとスケジュールの話、次が10月28日ですので、やっつけ仕事にするつもりじゃなくてあくまでもそこまでに間に合わすという努力はするということでやらせていただきたいと思います。

(委員長)

まあ、少なくとも事前に見ていただく必要はありますね。

(事務局)

そうですね。

(委員)

言葉の問題ですが、資料2の4ページ10-2では、答えの考え方のところで「開発事業等緑化負担税の導入は、本市の良好な自然環境や住環境を生かし行われる建設行為が付加価値を増加させることに着目し税を負担してもらうものです。」ということで、趣旨は分かるんですけど建設行為が付加価値を増加させるという文章の中に、何の付加価値を増加させるのかっていう目的語が、当然建設、建物の付加価値ということもあるでしょうけども、ここはそういったその住環境を生かして行われる建設行為に担税力を見いだしてという「担税力」という言葉を使った方がいいという気がするのですけど。

(委員長)

「担税力」ですね、キーワードはここは担税力じゃないのかというわけですね。担税力のある人からしか徴収できないから、担税力をそこに見いだしたのであって。担税力を見いだしたからこういう税金を考えたということについて、まあ理解をいただきたいというのが一番良い、ストレートな回答じゃないかというご指摘。

(事務局)

あの、今のご意見は、先ほどの参考資料の3ページのところに書いてあることかと思う んですけど。

(委員)

だから先ほどのお話のとおりで、これを活用して頂いてこの四角の点線枠で囲まれたものがまさに税の目的なので、それをまあここに埋め込んでもらってもいいのかなと思う。

(事務局)

というか、「担税力」という言葉は委員会の中で資料に何回か出てきたかと思うんです。 (委員)

議事録にはのってるんですか。

(事務局)

そうです。「担税力」というのは少しなじみが薄いのかなということで、言いたいことは 同じことだと思い、ここでは置き換えさせていただきました。

(委員)

言いたかったのは、その付加価値。何の付加価値、という目的語が何かわからない。 (委員長)

では、この四角で言いましたらね、今ので言うとずっとこのまま四角を殆ど入れて、「その行為に担税力を見いだして」事業者に税負担を求めます、そんなように「担税力」をここに入れるかな。行為そのものに担税力、事業者に担税力じゃないんですねこれはね。行為に担税力があるんですね、たぶん。

(委員)

殆どのこのご意見に対して考え方のスタートはこの3ページの税の目的から導かれるものになるのかなというように思います。

(委員)

殆どここの内容をもう一度繰り返し提示したら、殆どの回答ができると思います。もう 少し時間がありそうなので。

(委員長)

どうぞ。

(委員)

税収の使途についても沢山意見が出ていますよね。これについては全部、例えば7ペー ジの最初の2-1で「専用の基金を創設、目的税として、他用途には使用しないというこ とはまことに結構です。一般財源に組み込まれると、本来の目的に使用されない事態を招 くのは必至です。」と書いてあるんですけども、これについては「基金を設置するよう市に 答申します」というのはこれは言い過ぎでね、我々としては「参考図書の8ページで示し たようにこういうことが妥当と考えてます」と言うだけでね、例えば「ここに徴収した税 の全額を新たに創設する基金に積み立てると参考資料に掲示しているようにこういう風な スタンスで我々望んでます」と書いておけば良いわけでね。それを答申するとか申し伝え るとか言うとね、今度答申しますと言えば答申書の中に基金を作りなさいといったことを 書き込むかどうかとか。ここのところ、全部そうだと思うんですけどね。例えば、その次 も「この緑化負担税の「想定される使途の事業例」が参考として添付されていますが、こ れらは、既に実施されている事業が羅列されているに過ぎません。従来の発想や継続だけ ではなく、」って書いてあるここの書き方も我々としては税の使途としてはこの良好な自然 環境や住環境をはじめとする都市環境を維持・保全及び向上に資するもの」というのを税 収の使途として提示した。具体的な内容については、「参考図書で書いているような 13 ペ ージから示されるような想定される使途の事業例は示されているけれども、これに関して はまだ市の方で検討を深めてもらう必要があります」と我々委員会としては回答したかっ たんです。

(委員長)

まあそれにとどめるか、まあ本当はその金額の値頃感をもってもらう為にっていうこと なんですけども。まあそこまで書いたら書きすぎですかね。

(委員)

それは書きすぎだと思うんですね。あんまり、ここに、書いてあることをきっちりとも う一度、これから我々修正をしなければならないといったら別なんですけどもね。

(委員長)

そうですね。書きすぎないように、しかしきちんと受けとめていますと書かないと。 (委員)

全部そこはね、気になるんです。その次のページなんかも、市民と協働で推進する事業

に優先して使用されるよう配慮される必要があると思いますと書いてある意見に対して、適切に充当するよう市に答申しますと書いてあるんだけれど、我々はこういう大きな枠組みで使ってくださいというところまでしか決めていなくて、具体的な使途についてはまだこれから課題として議論していただかないといけないという。6-1なんかも森林整備に対して基本的には含まれていると我々が考えているのか、考えていないのかだけを答えたら良いと思います。こういうご指摘に対して、これは今回の使途で示した内容に含まれているというのは我々は判断して、具体的な施策展開については市の責任で今後検討する必要性があると全部そういう書き方をしないと、何か言っている内容に対し1個1個、これは良いから答申に入れますとかこれは申し伝えますとかあんまりそういうことをやるとどこかで間違った答えをしてしまうようにならんとも限らない。

(委員長)

申し伝えますというのは言う必要ないかもしれない。

(委員)

我々どういう風に意識しているのかという。

(委員長)

この点は重要な指摘であると考えていますとか何かそういう言い方でしょうか。

(委員)

今後、課題であると認識していますとか。

(委員長)

市としてそういう認識を持ってもらいたいと考えていますとかですね、そういう形で。 (委員)

だから、その辺かなり皆さん苦労して書きすぎで、緑視率みたいなやつは申し伝えだけれども、先ほど言った普及啓発活動みたいなやつだと答申しますみたいなでね、ものすごく下手をしたら恣意的になりすぎると。我々が皆さん市民に、諮ったのはこれ以上でもないしこれ以下でもないので、そこをきっちりと客観的に答えるということだろうと思うんですけどもね。

(委員長)

これ以外に回答で参考にいただける意見ありましたらいただきたいと思いますが。今日はですね、一応、これとそれから答申案を。Q&Aは、ごめんなさい、Q&Aの中でも特にいいかと聞いておられるのはありますので。

(委員)

一点だけね、これの中で今までの議論の中で、我々、私なんかも気づかなかったですが 資料2の10ページ目に「「みどり支援基金」との使い分けを明確にしてほしい。」って書い てますよね。これはたぶん我々の議論の中で出てこなかって。「みどり支援基金」とはいっ たい何で、いったい今回やろうとしているものとどう違うのかというのがこれきっちりと やっぱり説明しておかないとたぶん我々この議論した中でのQ&Aの中でも出てこないの で。

(事務局)

「みどり支援基金」の話なんですが

(委員)

どこかに出てきているんですか。

(事務局)

議論にはなっていないです。資料で、第1回目の検討委員会の資料の中で現状と課題というところで「みどり支援基金」の状況ということでこの基金については臨時的な事業費に充当する為の財源として積み立てておく必要があると。まあ貯金としてとっておきましょうというようなことを資料の中ではお示ししたことはあります。

(委員)

いや、それはいいんですけれど。あくまでもやっているのはこれだけのことしか市民の 方々は目を通してない。例えば、我々は議論の経過はね。だから、もしもそうだったらきっ ちりと書いておかないとという。

(事務局)

あと、先ほどの委員からの「答申」と「申し伝える」の切り分け。さっき仰ったと思う んですけど、一応答申にのせるようなものについては「答申する」という。

(委員)

いやいや、あの、例えばこの諮問原案を変更した箇所については「諮問原案を変更します」と書かないといけないし、「答申します」ともしも書くんだったら、諮問原案にプラス何個かの答申文を作って足すことを考えるんだったら「諮問原案に加えて、答申の文章を作りますみたいなことを書いてそこに反映しますと答えないと。

(事務局)

諮問原案の中にも既に含まれていることもありましたので、まあそれについては答申しますというような言葉を。

(委員)

いやいや、それ含まれてるんだったらもう含まれてますで良いわけで、答申しますと言 わなくても原案の中に含まれているんだったら原案の中にご指摘のとおり含まれています と言ったら良いわけです。

(事務局)

まちなかのみどりで、緑視率の話なんかまあ答申とはちがうだろうなと思って、申し伝 えますというような言葉を。

(委員)

そうでしょう、だからその辺はね答申とね申し伝えますというのに対して非常に恣意的 に使い分けてるから、そこはきっちりやっといた方が間違いが発生しないですよと。

(委員長)

だったらそうすると最後の12-4のだと、ご指摘の点は参考資料に書き加える方向で 検討しますとかいうことですかね。

(委員)

もしくは、この委員会の中でこういう第何回目にこういう議論をしてこういうことを確認しながら進めてきましたと言うと。

(委員長)

まあ、資料に書かないまでもこのことは一回ちゃんと議論をしたよねっていう。

(委員)

そうですね。

(委員長)

それで良いぐらいかな。まあ、ハード系だから違うってことだけを皆で確認できれば良いかもしれない。

(委員)

そうですよね。

(事務局)

すみません、元に戻るんですけど、1ページ目の、最初の時に言われた1ページの2番のところで委員会の考え方として、これは市の姿勢のことを言っているので、委員会としては回答する必要は無いですよというようなこうコメントがあったんですけども。その、イメージがわかないのですけれども。委員会として回答する必要がありませんということを書くという意味じゃなくって、何か直接的に

(委員)

いや、別に。こういう意見はこれに対して賛成ですよということを言ってくれている話で、それに対して我々委員会として加えて出そうと思いますとか、妥当と思いませんとか、 賛成ですとか、別に何も書かないでも良いんじゃないでしょうかということです。

(事務局)

何も書かないと空白になってしまうので、事務的に確認しておこうかと思ったのですけれども。

(委員)

いや、もしもそうだったらこれの文章としては税の仕組みについて検討するよう委員会 に諮問されて導入の方向で議論していますと言うかですけどね。

(事務局)

ありがとうございます。

(委員長)

白紙はまずいんでしょうね、白紙はまずいので。今、委員がおっしゃったみたいに、あんまりその、まさにそのとおりなんですと言ってはしゃぐのも良くないので。

(委員)

そうですね。

(委員長)

まあ、ご指摘の方向に沿って検討を進めてきたところですぐらいですね。特に何時までというのはないんですが、常識的には8時ぐらいかとは思います。ただ、資料の3については少なくとも今日はご説明いただかないと、遅延するかと思いますので。資料の説明だけ、まずしてください。4は今日はもう無理かと思いますので。

(事務局より資料3 説明)

(委員長)

今のご意見の中にQ&Aは、私たちが著者ではないと思います。答申案は私たちが著者だと思いますし、パブリックコメントに対する回答も私たちが著者だと思いますけど、Q&Aは私たちが著者ではないと思いますが、当然全然違うことを書いているとおかしいので、こういう風に言おうと思っているけれど委員会の意見と違っていないよねっていうのはこの場で議論していただければ良いと思います。今日の時間の範囲の中ですけど、Q&Aの中でどう書いたら良いか迷っておられる箇所っていうのが何箇所かあるんですよね。その箇所だけ、ここ迷っていますとだけご説明いただけますか。

(事務局)

Q1とかQ2とか書いているんですけれども、その部分に※印をつけている項目がありまして。 2ページ目のQ7ですね「農地及び森林の維持、保全に資する」ことはどのように判断するのでしょうかというQに対してと、3ページのQ8、9ですね。続いて5ページの20、21。6ページの23、7ページの27がこの回答で良いのかなと思っています。

結構、細かく議論すると難しいですね。

(事務局)

すみません、1 点だけ。今、%印のついた番号をQ7から順番に言っていったのですが、1つだけ。5ページの中のQ20 というのも%印がついておりますが%印を外していただきたい、申し訳ありません。うちの方の転記ミスでついたもので、これについては市の方で考えるもので。この%印は外してください。すみません。

(委員長)

答申案についてですが、何か答申案の方がすきっとしていますよね、パブリックコメントよりも。こういう原案に対してこう答えますっていうところで、原案のとおりでしたという話と原案をこういう理由でこう変えましたということなので。答申案そのものは、まあ文言はともかくとしても、パブコメの回答よりはかなりすきっとしている感じはします。もちろん、文言どうするかですね。何かお気づきのところ、あるいは答申案の文言で一番自信のないところとかありましたらどうぞ。

(委員)

2ページ目の4番、税収の使途について。市議会の議論だとか書かれていますけれども、

あんまりここまで踏み込む必要はないと思います。事業の選定は予算編成の過程で検討すべきとしましたというのは我々そこで検討しなさいみたいなことを言っているみたいなので、ここの3行は気になりますね。

それとその前の文章の語尾も。我々、細かな施策の事業の選択までやってないので、例えばそこの語尾が、「各年度ごとに効果的な事業を選択し充てることとします。」と書いてあるのは、我々充てることをしません、できませんので、だからその辺の主語として言ってはならないことが結構ないかどうかは検討していただきたいなと。だからそれぞれ、その辺のこの使途のところについては少し我々として言い過ぎているところがあるので、効果的、効率的な運用を図られたいとか何かそういう文章にしないと、しますということだと我々がこの決定権を持っているみたいになりますので。それと、我々自身がパブコメをやったんですよね。だから、パブコメをやったというのは初めの文章に入れとくべきで、あとこれの扱いはどうですか、パブコメ以外に大阪府宅地建物取引業協会北摂支部への説明とか建設業協同組合の説明。これはいったい我々がやったという立場なのか、市が独自にやったという立場なのか、そのどちらなのか。

(委員長)

パブコメは私たちがやったということですよね。

(委員)

そうですね。

(委員長)

説明会は誰がやってますか。市がやったんですか。

(事務局)

説明会というか、そういう会合に行ってパブコメやってますというような説明をしたの が実情です。

(委員長)

そうすると、市にやってもらいましたというのは書いても良いかもしれませんね。

(委員)

いやいや。たぶん、やったという、その公式にやったということにはならないんと違うかなと思うんですけどもね。だからそこで意見を聞いたのではなくて、パブコメで今こういうことをやっていますから皆さんパブコメをきっちり読んで回答してくださいよと。意見があれば意見を出してくださいよということを言いにいったんです。

(事務局)

すみません、委員の仰るとおりで、パブコメやってますので、どうぞ意見を出してくだ さいというようなことを周知しに行ったと。説明と言ったらちょっと違うのではないです か。

(委員)

説明しに行ったというのではないんでね。

(委員長)

やっぱり、さっきの回答も

(委員)

バブコメしか正式には我々はやってないという、今回の会議が公開でされているという こととパブコメをやっているということが我々が市民に対して公開してきたことです。だ から、委員会は公開で当然やってきているので、それも初めの文章で書いとくべきだと思 いますけどもね。秘密会議をしているわけではない。

(委員長)

はい、あの、時間で切るわけではないですけども。何となく次に向けての私も何かファイトが出てきましたので、私、ちゃんときちっとやり抜こうと思いました。まあやっぱり申し上げてますけど、人様から税金をとるのにそんな簡単にはいきません。何か次に向けてこういうことはちゃんと考えろよという、私、内心は、事務局に向けての言い残されたことがなければこれで終わろうと思いますが。

(委員)

一つだけ、我々形式的に答えたけど、我々市民から言いますとね、こういう回答ですと たぶんまあ何かの時に次のパブコメも殆ど出さないというか、一応きちっと質問してくれ ているのですよね。それに対してとおりいっぺんの行政的な答えですと、次から本当に出 す気になるかなと。パブコメが、形式的に一応意見を聞いているんだというスタンスであ ればそれで良いと思うのですけど、これが市民に対していろいろな意見を求めている時に、 議論したことをもうちょっと親切に答えていく必要があるんじゃないかなとそんな気がす るんですけどもね。

(委員長)

血の通った回答をしてくださいということですよね。

(委員)

まあどっちかというとまあ非常に、確かにこのとおりなんでしょうけど、行政的なトークなので。そこが、今回は皆さんがこういう形であったら、少なくともこの回答して行政が答えている、我々が答える時に本当にこのぐらいの親切で良いのかっていうそういう疑問が湧いてるんですよね。

(委員長)

例えばですね、3ページの4-1、こういうのですね。事業者はそれなりの土地代金を支払って購入しているんですと。ですからどうなんだということに対して、どういう答えが良いのかというのはすごく悩むところなんですけど。やっぱりこれは目的税なので、現に市としてこういうことにお金を使ってて、でそれに対する財源があればもっ使えるということがあるので、現に緑化をもっと進めたいやりたいことはもっと沢山あって、そのことが開発事業者にも資すると考えているところであって、まあそれが税の導入の理由として本委員会は考えているところですというような答えですね。ですからその、おっしゃる

とおりなんですけども、こういう側面もあるということで是非ご考慮いただいた上で、ま あ私たちとしてはこう考えてますという何かこういうような、まああんまりその、事業者 はそれなりの土地代金を支払ってますというようなことのじゃなくて、直接的には答えに くいですね。

(委員)

答えにくいとは思うんですが、少なくとも質問者に対してやっぱりご理解をいただくと かご了承いただくというのが基本線だと思うんですね。そこが少し、欠けてるような気が するんです。

(委員長)

分かりました、頑張ります。

(委員)

是非。

(委員長)

最後のご意見が一番しんどかったような気がします。いやいや、でも仰るとおりですのでね。はい、分かりました。是非、こういうのもあるよなっていうのがありましたら、できるだけ追加でまたいただきたいと。勇気を得てまた書きたいと思います。

(委員)

今の話で、本当に利益を得てというような、途中段階でありましたけれど。利益を得ているというのももう外しましたよね、どこかで。出てましたっけ。利益を得ている開発事業者に対しとあるがと書いてある時に、利益を得ているという定義は不適切ですねという議論をいっぺんしたことがありますよね。

(事務局)

はい。ただ、パブコメ資料の2ページには字が小さいんですが。「開発事業等緑化負担税 導入の理由」というところで説明していまして、まあその中で9行目に「利益を得ている」 ということ言葉が、すみません、入ってるんです。

(委員)

そうでしょう。我々、たぶんこれ、利益を得ているというのは不適切だから変えましょうとしましたよね。だからもしもね、それが不適切だったらこの参考資料といえどもそれは利益を得ているという方が不適切なので、ご指摘のように変えますというようなことは答えないと、やっぱりそれに緻密に意見をみておかないと本当に、たぶん議論をした中で利益を得てない赤字の業者も出てくるし、利益という文言はやめましょうねという議論をして。それがまだこの説明資料の中に残ってたんだとすれば、そこは少し我々頭を下げて修正しないといけないと思うんですけどもね。先ほどの委員のご指摘とは筋違いの話をしていますけども、もしも、今そういうことで話が出たので、非常に重要な点で。その、我々は利益に対して税をかけるという認識が間違ってるので議論を確かにしたと思うのですよね。

(事務局)

はい。

(委員)

それは真摯に少し答えないとという。

(委員長)

「利益を得ている」じゃなくて「事業を展開している」とかですね。事業を行っている、 とかですね。言い方考えると。

(委員)

そうですね。

(委員長)

「利益を得ている」という表現は、そこは言い訳しても良いと思います、「議論の中でそれは修正したつもりだったのですけれども参考資料に残っていた」と

(委員)

そうそう。

(委員長)

そこはもう、謝りましょう。事業を展開している、ぐらいにしましょう。これ、たぶん 受益っていうのを使っているんでしょうね。儲かっているという。

(委員)

儲かっているという意味じゃないですけどね。

(委員長)

でも、やっぱり儲かっていると読めますよね。

(委員)

そうそう。だからそういう議論を確かしたと思うんですよね。

(委員)

Q&Aのトップバッターです。

(委員長)

ああ。はい、そう、やっぱりだから

(委員)

非常に大きなところだと思います。我々、たぶんいっぺん議論してますので。

(委員長)

「利益」という言葉、特に「儲け」という意味に

読まれてしまう表現は、極力やめに。「環境を受益している」っていう意味。でも「受益」って言葉は少しわかりにくいから、「活かしている」と書いてあるのでもう十分だと思います。ありがとうございました。今日は本当に具体的にいろいろといただきまして。心新たにきちんと取り組もうという気持を持ちました。はい、また、ここに書いてある進行とは全然違うとは思いますが、事務連絡等々お願いします。

(事務局)

次回の開催予定は、10月28日(火)午後6時から、場所は特別会議室で行います。一応予定では次が最終ということなので、今日いろいろ宿題が出ましたけれども、パブコメの最終確認と答申案の確認をしたいと考えています。で、その前段としては委員長さんとご相談したうえで、事前にひょっとしたら各委員さんに内容の確認等させてもらうかもしれませんので、申し訳ありませんがご協力お願いしたいと思います。以上でございます。